

# 改葬・お墓の引越しの手順・手続き

## 1.新規墓地の確保

まず、新しい墓地を確保し、「受入証明書（＝永代使用許可書）」を発行してもらいます。

**宗教法人 円宗院より発行されます。**

## 2.既存墓地の手続き

既存墓地の管理者に、「埋葬証明書（＝納骨証明書）」を発行してもらいます。

## 3.市区町村へ申請

既存墓地のある市区町村に「改葬」の申請を行います。「改葬許可申請書」に必要事項を記入し「受入証明書（＝永代使用許可証）」と「埋葬証明書（＝納骨証明書）」と一緒に提出して「改葬許可証」を発行してもらいます。発行されるまで数日はみておきましょう。（※発行料がかかる場合があります）

## 4.既存墓地から移動

既存墓地に「改葬許可証」を提示してお墓から遺骨を取り出します。遺骨を取り出す際にはカロートのフタを動かさなければならないので石材店に依頼します。

## 5.新規墓地への改葬

「改葬許可証」を提出して改葬を行います。  
本寿院 骨仏に納骨されると共に、尊星王院 に埋葬されます。  
ご希望の場合は、法要を執り行います。

## 6.既存墓地の整備

既存墓地を返却する際には、墓所を購入した時の状態、つまり**更地に戻すことが必要**です。

魂抜き法要や墓石の撤去費用など、既存の墓地の処理にかかる費用は、お寺や石材店に問い合わせして下さい。